

労使間トラブル相談会

10月は労使間トラブルの解決を支援する制度（個別労働関係紛争処理制度）の周知月間です。

■無料相談会

① 10月17日（土）

時間 午前10時～午後4時
場所 鹿児島市勤労者交流センター

② 10月27日（火）

時間 午後2時30分～午後5時
場所 県庁15階労働委員会
※両日とも事前予約が可能です。

◎問い合わせ先

鹿児島県労働委員会事務局
☎099-286-3943

法律・登記・税務 無料相談会

■開催

10月10日（土）

■時間 午前10時～午後4時

■場所 リナシテイ鹿屋

■相談員 司法書士、土地家屋調査士、
税理士

◎問い合わせ先

鹿児島県司法書士会
☎099-256-0335

和田英作・香苗記念 絵画コンクール 中止について

例年、12月頃に開催している「和田英作・香苗記念絵画コンクール」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本年度は中止となりました。ご理解のほど、よろしく願います。

◎問い合わせ先：社会教育課

文化スポーツ係 ☎32-7551

甲種防火管理新規講習

消防法に基づく資格取得のための講習を開催します。

■新規講習（2日間）

【1日目】

開催 10月28日（水）
時間 午前9時～午後4時

【2日目】

開催 10月29日（木）
時間 午前9時～午後3時

■場所 垂水市市民館

■定員 20人

■受講料 4000円

※詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ先：消防本部

予防係 ☎32-1019

お知らせ

国勢調査の回答はお済みですか

10月1日を基準日として全国の人と世帯を対象に国勢調査を実施しています。

■インターネットで回答する方

9月14日（月）～10月7日（水）に回答をお願いします。

■郵送で提出する方

10月1日（木）～10月7日（水）の間に郵便ポストへ投函をお願いします。

■調査員に提出

調査員が約束した日時に訪問して回収します。



※国勢調査は統計法により回答の義務があります。

皆様のご協力をお願いします。

◎問い合わせ先：総務課

情報統計係 ☎32-1131

特定計量器定期検査

取引または証明に使用されている特定計量器は定期検査を受ける義務があります。

■手続きについて

①平成30年受検した事業所の方
事業所管理票（事前調査票）を送付いたしますので、ご確認ください。

②新規事業者・廃止事業者の方

計量器に変更がある方
手続きが必要ですのでお問い合わせください。

開催日	時間	場所
12/ 1 (火)	10:30～11:30	新城地区公民館
	13:00～14:00	柗原地区公民館
12/ 2 (水)	10:30～14:30	公設地方卸売市場
12/ 3 (木)	10:30～11:30	松ヶ崎地区公民館
	13:00～14:30	協和地区公民館
12/ 4 (金)	10:30～14:30	公設地方卸売市場

▼検査日程

◎問い合わせ先：水産商工観光課

商工業推進係 ☎内線266

垂水市市民館の耐震工事による利用制限

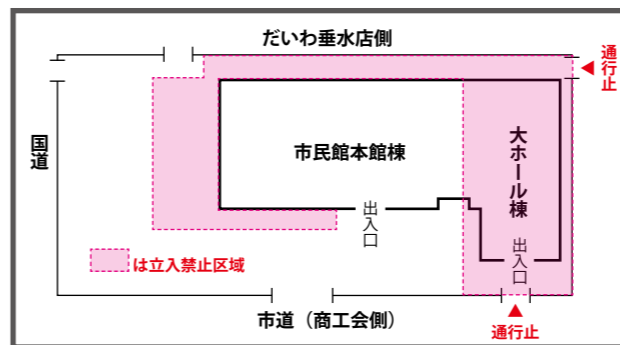
国の示す「インフラ長寿命化基本計画」の一環として、建設から38年以上が経過した社会教育施設の耐震診断および補強工事を行います。耐震基準を満たさない各地区公民館の耐震化も順次進めてまいります。

■工事名

垂水市市民館（本館棟・大ホール棟）耐震改修工事

■工事期間

令和2年10月中旬～令和3年2月下旬（予定）



利用制限

- 市民館とだいわ垂水店様の間にある通路の通行止め
- 市民館大ホール前にある入り口（市道に面した北側入り口）の通行止め
- 市民館駐車場スペースが狭くなります。
※工事車両の出入りがありますので、ご利用の際は、お気を付けください。
- 工事期間中は、市民館大ホールの利用は出来ません。
※その他施設の利用については、社会教育課へ確認の上、ご予約ください。

◎お問い合わせ／社会教育課社会教育係 ☎32-0224

空き家の解体、 木造住宅耐震の事業

空き家解体撤去事業

■対象

- 市内にある空き家の所有者
- 家の所有者から委任を受けた者
- 所有者等が居住していないく、他の用途で使用していない建物（非住宅のみの解体は対象外）
- 市内業者に依頼する工事で対象工事費の合計額が30万円（消費税込み）以上のもの

※工事中・工事後の申請は補助対象外となります。

■補助金額

- 一般解体撤去
対象工事費の30%（上限30万円）
 - 撤去後の新築
対象工事費の50%（上限50万円）
- ※解体撤去後住宅を新築する場合は、空き家解体と同年度内に住宅の新築に着工することが条件となります。

■その他

空き家解体撤去により、固定資産税が増額となる場合がありますのでご注意ください。

※詳しくは、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

木造住宅耐震診断・ 耐震改修工事補助事業

■対象

- 市内木造住宅の居住者または所有者（居住者と所有者が異なる場合、双方の同意が必要）
 - 昭和56年5月31日以前に建築（着工）されたもの
 - 市税等を滞納していないこと
 - 耐震改修工事は市内業者に依頼する工事であること
- ※工事中・工事後の申請は補助対象外となります。

■補助金額

- 耐震診断
耐震診断費用の3分の2（上限6万円）
- 耐震改修工事
対象工事費の100分の23（上限30万円）

※各事業について

■申込期限 12月28日（月）

■申込方法

申請書等は、土木課建築係または市HPより入手してください。

◎問い合わせ先

土木課建築係 ☎内線340

